

第 2 章

対象事業の概要等

第2章 対象事業の概要等

2.1 対象事業の名称、種類及び規模

1. 対象事業の名称

釧路火力発電所（以下「発電所」という。）建設事業

2. 事業の種類

火力発電所の設置の工事

3. 事業の規模

発電出力：112,000kW

2.2 対象事業を実施している区域（以下「対象事業実施区域」という。）等

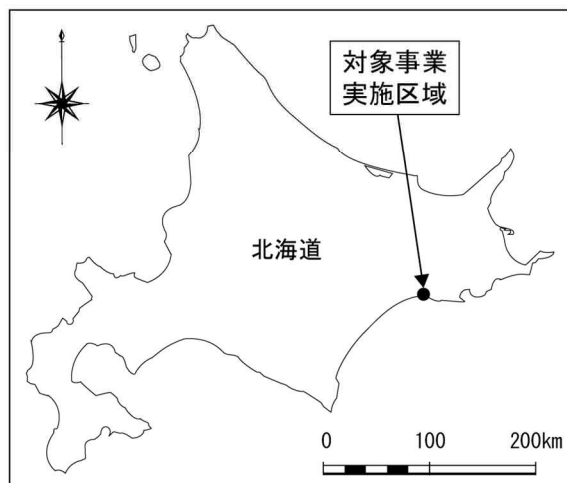
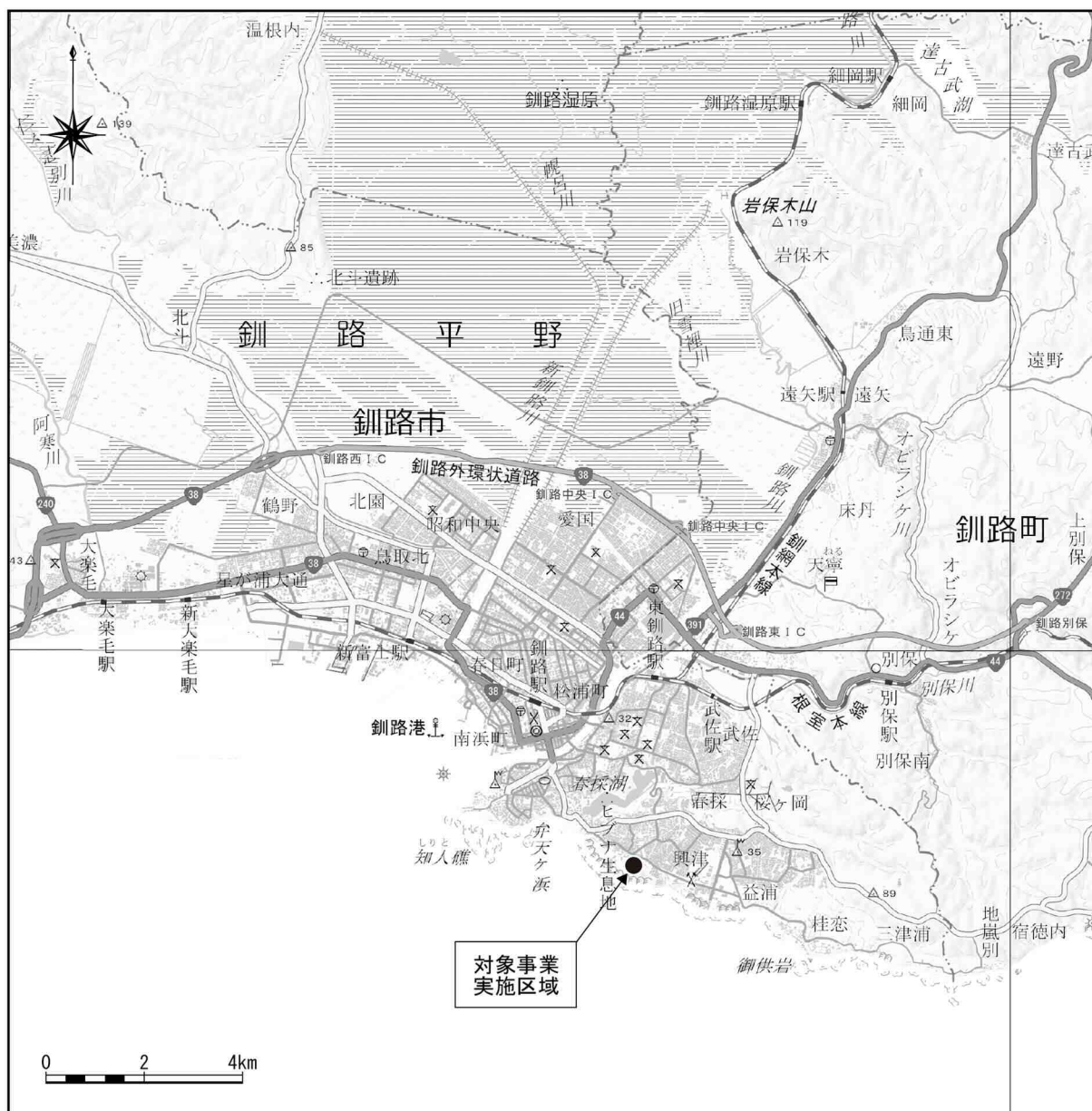
対象事業実施区域の位置及びその周辺の状況は、第2-1、2図のとおりである。

所 在 地：北海道釧路市興津1丁目14番

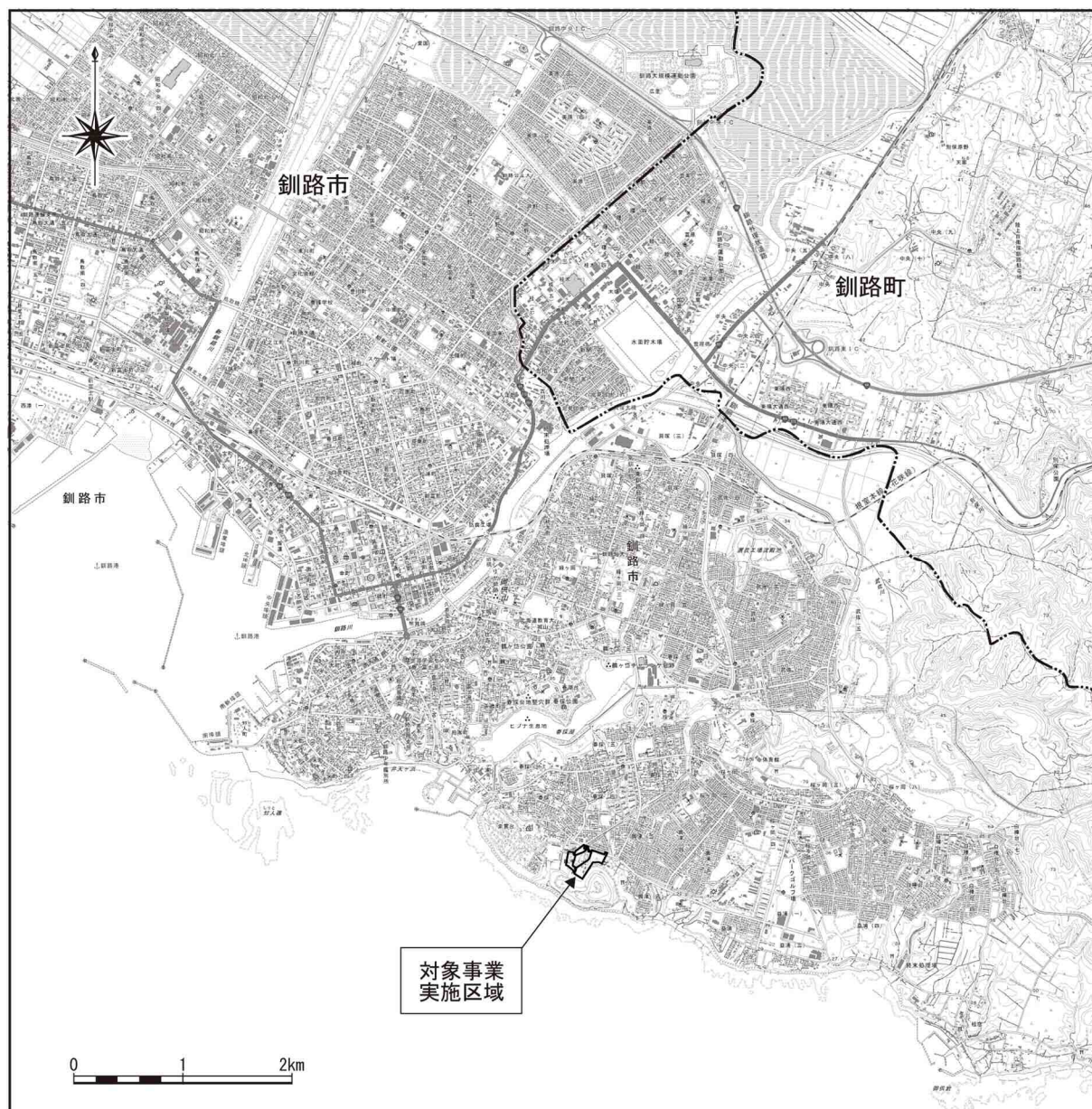
対象事業実施区域：約55,000m²

対象事業実施区域は、興津変電所隣地の用途地域として工業地域等に指定されている太平洋炭礦株式会社の所有地（約90,000m²）のうち、約55,000m²を範囲とし、当社が発電所用地として約36,000m²を取得し、その他の仮設作業用地として約19,000m²を工事中の資材置場、仮設現場事務所等の用地として一時借用して使用している。

第 2-1 図 対象事業実施区域の位置



第 2-2 図(1) 対象事業実施区域の位置及び周辺の状況



第 2-2 図(2) 対象事業実施区域の位置及び周辺の状況



〔「国土地理院撮影の空中写真（2015 年撮影）」（国土地理院ホームページ、2019 年 8 月現在）より作成〕

第 2-2 図(3) 対象事業実施区域の位置及び周辺の状況



〔「国土地理院撮影の空中写真（2015 年撮影）」（国土地理院ホームページ、2019 年 8 月現在）より作成〕

対象事業実施区域周辺拡大図



2.3 対象事業に係る環境影響評価手続の概要

対象事業に係る環境影響評価手続きの概要は、第2-1表のとおりである。

当社は、釧路火力発電所建設事業に際して、「北海道環境影響評価条例」に基づく環境影響評価手続きを行い、2017（平成29）年11月に「環境影響評価書」（以下「評価書」という。）をとりまとめている。

本報告書は、「北海道環境影響評価条例」に基づき、釧路火力発電所建設事業の工事着手後において、対象事業の実施状況、評価書に記載した環境保全措置の内容及び実施状況等を記載したものである。

第 2-1 表 環境影響評価手続の概要

項目		北海道環境 影響評価条例	時期
方法書	方法書の作成	第5条	2015（平成27）年9月4日
	方法書の送付	第6条第1項	2015（平成27）年9月15日
	環境影響を受ける範囲の認定	第6条第2項	2015（平成27）年9月16日
	関係市町長への送付	第6条第3項	2015（平成27）年9月18日
	方法書の告示	第7条	2015（平成27）年10月2日
	方法書の縦覧	第7条	2015（平成27）年10月2日～11月2日
	方法書の説明会開催	第7条の2	2015（平成27）年10月22日
	意見書の提出	第8条	2015（平成27）年10月2日～11月16日
	道民意見概要の送付	第9条	2015（平成27）年11月20日
	関係市町長からの意見	第10条第2項	釧路市長：2016（平成28）年1月7日 釧路町長：2015（平成27）年12月28日
	知事意見	第10条第1項	2016（平成28）年2月15日
準備書	準備書の作成	第13条第1項	2017（平成29）年4月20日
	準備書の送付	第14条第1項	2017（平成29）年4月28日
	環境影響を受ける範囲の認定	第14条第2項	2017（平成29）年5月15日
	関係市町長への送付	第14条第2項	2017（平成29）年5月15日
	準備書の告示	第15条	2017（平成29）年5月26日
	準備書の縦覧	第15条	2017（平成29）年5月26日～6月26日
	準備書の説明会開催	第16条第1項	2017（平成29）年6月13日
	道民意見の提出	第18条第1項	2017（平成29）年5月26日～7月10日
	見解書の知事への送付	第19条	2017（平成29）年7月12日
	見解書の告示	第20条第1項	2017（平成29）年7月14日
	見解書の縦覧	第20条第1項	2017（平成29）年7月14日～8月2日
	道民再意見の提出	第21条第1項	2017（平成29）年7月14日～8月16日
	道民再意見書の概要の送付	第22条	2017（平成29）年8月22日
	関係市町長からの意見	第23条第2項	釧路市長：2017（平成29）年9月22日 釧路町長：2017（平成29）年9月21日
	公聴会の開催	第24条第1項	2017（平成29）年9月25日
	知事意見	第23条第1項	2017（平成29）年10月17日
評価書	評価書の作成	第25条第2項	2017（平成29）年11月9日
	評価書の送付	第26条	2017（平成29）年11月13日
	知事意見（意見なし）	第27条	2017（平成29）年11月14日
	評価書の告示	第28条	2017（平成29）年11月17日
	評価書の縦覧	第28条	2017（平成29）年11月17日～12月18日
事業 着手	事業着手	第32条第1項	2017（平成29）年12月15日
	対象事業の着手の届出	第36条第1項	2017（平成29）年12月18日 （告示：2017（平成29）年12月22日）
	事後調査等報告書の作成	第37条第1項	2019（令和元）年9月